

しゃかいふくしほうじん みらいは きょうどうせいかつえんじょ
社会福祉法人 未来波 共同生活援助 つちのこ

じゅうようじこうせつめいしよ
重 要 事 項 説 明 書

この「重要事項説明書」は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

1 きょうどうせいかつえんじょ ていきょう じぎょうしゃ
1 共同生活援助サービスを提供する事業者について

じぎょうしゃめいしやう 事業者名称	しゃかいふくしほうじん みらいは 社会福祉法人 未来波
だいひやうしやしめい 代表者氏名	りじちやう やまにし よしゆき 理事長 山西 賀之
ほんしゃしよざいち 本社所在地 (連絡先)	〒581-0091 おおさかふ や おしみなみうえまつちやう ちやうめ ばん ごう 大阪府八尾市南植松町一丁目27番8号 でんわ 電話：072-990-1017 ファックス：072-990-1012
ほうじんせつりつねんがつ 法人設立年月日	へいせい ねん がつ にち 平成21年4月1日

2 りやうしや ていきょう たんとう じぎょうしよ
2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

じぎょう しよざいちなど
(1) 事業の所在地等

じぎょうしよめいしやう 事業所名称	きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助 つちのこ
サービスの 主たる対象者	ちてきしやう しや 知的障がい者 せいしんしやう しや 精神障がい者
おおさかふしてい 大阪府指定 事業所番号	きょうどうせいかつえんじょ じぎょうしよばんごう 共同生活援助 事業所番号 2725500157号
かんりしや 管理者	こいずみ ちひろ 小泉 千尋
サービス管理責任者	こいずみ ちひろ 小泉 千尋
れんらくさき 連絡先 相談担当者名	でんわ 電話・ファックス 072-996-7255
りやうていいん 利用定員	めい 9名
かいせつねんがつ 開設年月日	へいせい ねん がつ にち 平成29年3月1日

(2) 事業の運営方針

運営方針	① 利用者が地域のなかで安心して、楽しく、自立した日常生活を送れるように援助する。 ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める内容及び関係法令等を遵守し事業を実施する。
------	---

3 共同生活住居の構造・設備について

(1) 構造

構造	軽量鉄骨造
----	-------

(2) 設備

設備の種類	部屋数	備 考
居室	8室	全室個室、洋室10.00 ² m
食堂	1室	共用33.50 ² m
洗面所	2室	共用8.00 ² m
トイレ	3室	共用8.00 ² m
浴室洗面所	2室	共用7.00 ² m
相談事務所	1室	共用10.49 ² m
片廊下の幅	1	共用1.50 ² m
中廊下の幅	1	共用1.80 ² m

4 職員体制等について

(1) 各職種の職務の内容

職 種	職 務 内 容
管 理 者	職員及び業務の管理・利用申込などの調整・職員に法令等の規定を遵守させるために必要な指揮、命令をする。
サービス管理責任者	利用者の希望する生活や課題等の把握を行い適切な支援内容を検討し個別支援計画案を作成、利用者への説明、同意を得て交付・個別支援計画の実施状況の把握と必要に応じての変更・利用申込者の心身の状況の把握し、他の職員への技術指導及び助言をする。
世話人 (夜間支援従事者)	食事の提供、入浴、トイレなどの身辺介助、生活上の相談など生活支援員と共同して、適切な支援を行う・夜間の支援が必要な利用者へ夜間に必要な介護全般、及び相談などの支援をおこなう。
生活支援員	食事の提供、入浴、トイレなどの身辺介助、生活上の相談など世話人と共同して、適切な支援を行う。

(2) 職員配置

職 種	員 数	常 勤		非常勤		常 勤 換算	備 考
		専 従	兼 務	専 従	兼 務		
管 理 者	1		1				
サービス管理責任者	1		1				
世話人	6			4	2	2.4	
生活支援員	5			3	2	1.1	

(3) 勤務体系

職 種	勤 務 体 系
管 理 者	日勤 午前9時～午後5時 常勤 (サビ管を兼務)
サービス管理責任者	日勤 午前9時～午後5時 常勤 (管理者を兼務)
世話人	午後5時～午後10時

やかんしえんじゅうじしゃ 夜間支援従事者	やかん しゆくちよく こご じ ぶん ごぜん じ 夜間(宿直) 午後10時30分～午前6時
せいかつしえんいん 生活支援員	ごご じ ごご じ 午後4時～午後8時

5 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容

サービスの種類	サ ー ビ ス の 内 容
こべつしえん 個別支援 計画の作成	りようしゃ しんしん じょうきよう かんきよう はあく りようしゃ きぼう せいかつ 利用者の心身の状況、環境などを把握し、利用者の希望する生活 や、自立した生活を営むことができるよう利用者と一緒に個別支援 けいかく さくせい りようしゃ けいかく へんこう きぼう 計画を作成する。利用者が計画の変更を希望したり、変更が必要など きは、変更する。また、はんご とに面談を行い、必要に応じて計画の み なお へんこう おこな 見直しや変更を行う。
りようしゃ 利用者に たいするそうだん 対する相談	りようしゃおよび かぞく きぼう せいかつ りようしゃ しんしん じょうきようとう 利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を はあく てきせつ そうだん じょげん えんじょとう おこな 把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
しょく じ 食 事	ちようしょく ごぜん じ ごぜん じ ぶん 朝食：午前7時～午前8時30分 ゆうしょく ごご じ ごご じ ぶん 夕食：午後6時～午後7時30分
にっちゅうかつどうしえん 日中活動支援	にっちゅう た ふくし じぎょうしょ しょくばとう つうきん ばあい れんらく ちようせい 日中、他の福祉サービス事業所や職場等に通勤する場合、連絡、調整 おこな りようしゃ せいかつ しえん を行い、利用者の生活を支援する。
けんこうかんり えんじょ 健康管理の援助	りようしゃ こえ か しょうず かんさつ 利用者に声かけし、変わった様子がないか観察する。 また ひつよう とし とうやくかんり えんじょ おこな 必要な時は、投薬管理の援助を行う。
きんせんかんり しえん 金銭管理の支援	つうちょう ねんきん かんり こづか ちよう りよう みずか きんせんかんり 通帳や年金の管理、小遣い帳などの利用など、自ら金銭管理が しえん できるように支援する。
くんれんなどきゆうふしんせい 訓練等給付申請の えんじょ 援助	くんれんとうきゆうふひ しきゆうけつてい う しんせい おこな さい ひつよう 訓練等給付費の支給決定を受けるための申請を行う際に、必要な えんじょ おこな 援助を行う。
ぎょうせいてつづき だいこう 行政手続の代行	てつづき だいこう きぼう ばあい しょくいん もう で 手続の代行を希望される場合は、職員にお申し出ください。
よ か かつどうしえん 余暇活動支援	ほか ふくし じぎょうしょ れんらく ちようせい おこな 他の福祉サービスの事業所と連絡、調整を行う。
かぞく とうりゅう 家族との交流	ねん いったい めんせつ ずいじ こべつそうだん しょくいん とうりゅう おこな 年に一回の面接や随時、個別相談、職員との交流など行う。
ちい き とうりゅう 地域との交流	ちい きじゅうみん とうりゅう だんたい とうりゅう せつきよくてき すす 地域住民との交流やボランティア団体との交流を積極的に薦める。

(2) サービス料 金

サービス	りようりょうきん 1かげつ 利用料 金 (1ヶ月)	たいけんりよう いっぱく 体験利用 (一泊)
やちん 家賃 ほそくきゅうふきん 補足給付金 やちんじこふたんきん 家賃自己負担金	39,000円 (-10,000円) 29,000円	1,300円
しょくざいりょうひ 食 材料費	25,000円	ゆうしょく 600円 夕食 ちようしょく 200円 朝食
すいこうねつひ 水光熱費	12,000円	400円
きょうどうにちじょうひんひ 共 同日常品費	3,000円	100円
しやうりよう エアコン使用料	2,000円	
しゅうぜんひつみたて 修繕費積立	2,000円	
けい 計	73,000円	2,600円

りようしやふたながく 利用者負担額 た ひよう その他の費用の しはら ほうほう 支払い方法に ついて	とうげつぶん よくげつ にち せいきゅうしよ わた 当月分を翌月10日に請求書をお渡しいたしますので、指定口座へお 振りこ 振込みください。 すいこうねつひ ごうけいがく りようていいん しょくいん めい わ きん 水光熱費につきましては、合計額を利用定員+職員1名で割った金 額で清算致します。
---	--

- ※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期
日から三か月以上遅延し、故意に支払いの督促から14日以内にお支払いがない場合
には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権・擁護・虐待の防止等のために次に掲げるとおりの必要な
措置を講じます。

- ① 成年後見制度の利用支援を行います。
- ② 苦情解決体制の整備を行います。
- ③ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するために研修・勉強会などを実施し、
従事者の人権意識の向上や、知識や技術の向上に努めます。
- ④ 個別支援計画の作成など適切な支援に努めます。

7 秘密保持と個人情報保護(使用保護など)について

事業者及び事業者の使用する者（以下「従事者」という。）は、サービス提供する上で知り得た利用者及び家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

また、生活共同援助事業を円滑に提供するために、他の障がい福祉サービス事業者等との情報の共有が必要な場合があります。事業者は、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で用いる等、利用者の個人情報を他の障がい福祉サービス事業者等に提供しません。

また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、利用者の家族の個人情報を他の障がい福祉サービス事業者等に提供しません。

8 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、速やかに主治の医師へ連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

9 協力医療機関について（歯科診療を含む）

協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

(1)

医療機関名称	医療法人 若水会 関谷クリニック
医院長名	関谷 博之
所在地	おおさかふや おしひがしたいし 大阪府八尾市東太子2-8-9

でんわばんごう 電話番号	072-990-0820		
しんりょうか 診療科	せいけいげか 整形外科	にゅういんせつび 入院設備	なし

10 事故発生時の対応方法について

当事業所が利用者に対して行うサービス(共同生活援助事業)の提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族・市町村に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。また、当事業所が利用者に対して行ったサービス(共同生活援助事業)の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

市町村 しちようそん	しちようそんめい 市町村名	やおしやくしよ 八尾市役所
	たんとうぶ・かめい 担当部・課名	ちいきふくしよぶ・しょうがいふくしよか 地域福祉部・障がい福祉課
	でんわばんごう 電話番号	072-924-3838

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

ほけんがいはやめい
保険会社名

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

ほけんめい
保険名

タフビズ

ほしょうがいよう
保障の概要

じぎょうかつどうそうごうほけん
事業活動総合保険

11 非常災害時の対策

ひじょうじ たいおう 非常時の対応	べつ さだ しょうぼうけいかく たいおう 別に定める消防計画により対応いたします。			
へいじ くんれん 平時の訓練	べつ さだ しょうぼうけいかく のつと しょうぼうくんれん ねん かいじつし 別に定める消防計画に則り、消防訓練を年1回実施します。			
ぼうさいせつび 防災設備	- じどうかさいほうちき 自動火災報知機 - がすもれほうちき ガス漏れ報知器 - ひじょうようでんげん 非常用電源 - しつないぼうかせん 室内防火栓 - カーテン等は防災機能のある物を使用しています。 - 震災に備えての備蓄(食糧・飲料水3日分)	- あり - あり - あり - あり - あり - あり	- ゆうどうとう 誘導灯 - ひじょうつうほうそうち 非常通報装置 - スプリンクラー	- あり - あり - あり - あり

	(その他、拡声器・携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯等)
消防計画	消防署への届出日：平成29年1月27日 防災管理者：小泉 千尋
保険加入	本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。 保険会社名 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 保険名 タフビズ 保障の概要 事業活動総合保険

12 苦情解決の体制及び手順

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）：穴吹 秀子

○受付時間：毎週火曜日～土曜日 午後1時～午後5時

○苦情解決責任者：小泉 千尋（共同生活援助 つちのこ 管理者）

○第三者委員：伊藤 輝夫

苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

【事業者の窓口】 共同生活援助 つちのこ	所在地 八尾市山城町5丁目2番10号 電話番号・ファックス番号 072-996-7255 受付時間 午前10時～午後6時
【市町村の窓口】 八尾市地域福祉部 障がい福祉課	所在地 八尾市本町1丁目1番1号 電話番号 072-924-3838 ファックス番号 072-924-4900 受付時間 月～金曜日（土・日・祝日を除く） 午前8時45分～午後5時15分
【公的団体の窓口】 大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会 「福祉サービス苦情解決委員会」	所在地 大阪市中央区谷町7-4-15 大阪府社会福祉会館2階 電話番号 06-6191-3130 ファックス番号 06-6191-5660 受付時間 月～金曜日（土・日・祝日を除く） 午前10時～午後4時

13 心身の状況の把握

指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとしします。

14 連絡調整に対する協力

共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の利用について市町村又は相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

15 他の指定障がい福祉サービス事業者等との連携

指定共同生活援助の提供に当り、市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

16 サービス提供の記録

- ① 指定共同生活援助の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、実績時間数（外部サービス利用型の場合）及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。
- ② 指定共同生活援助の実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、利用者の確認を受けます。
- ③ これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。（複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。）

17 指定共同生活援助サービス内容の見積もりについて

契約に際して、利用者のサービス内容に応じた見積り（契約書別紙）を作成します。

18 事業所ご利用の際にご留意いただく事項

めんかい がいしゅつ がいはく 面会・外出・外泊	じぜん しよくいん し 事前に職員にお知らせください。
きょしつとう りよう 居室等の利用	じゅうきよない せいけつ せいりせいとん ごきょうりよく 住居内の清潔、整理整頓にご協力ください。 た りようしや はか たが かんけい さんちよう 他の利用者とコミュニケーションを図り、お互いの関係を尊重して ください。
きつえん いんしゅ 喫煙・飲酒	ほか りようしや めいわく 他の利用者に迷惑をかけないようにマナーを守ってください。
しゅうきょうかつどう 宗教活動 せいじかつどう 政治活動 えいりかつどう 営利活動	りようしや しそう しんこう じゆう 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する布教活動は ご遠慮ください。第三者（家族、代理人等）による活動もご遠慮く ださい。
きちょうひん かんり 貴重品の管理	ふんしつ とうなん しょう りようしや せきにん かんり 紛失、盗難が生じないように、利用者の責任において管理してくださ い。
そのほか その他	きょうどうせいかつ ひ び えんかつ うんえい 共同生活の日々が円滑に運営できるようみんなで協力してい きましょう。反社会的な行為があった場合や秩序を乱す行為があれば、 たいきよ 退去してもらいます。

19 サービス提供開始可能年月日

サービス提供開始可能年月日	年	月	日
---------------	---	---	---

20 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について社会福祉法第76条に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	おおさかふや お し みなみう えまつちよう ちようめ ばん ごう 大阪府八尾市南 植 松 町 1 丁 目 2 7 番 8 号			
	法人名	しゃかいふくしほうじん み ら い は 社会福祉法人 未来波			
	代表者名	りじちよう やまにし よしゆき 理事長 山西 賀之	いん 印		
	事業所名	きようどうせいかつえんじよ 共 同 生 活 援 助 つちのこ			
	説明者氏名	かん り しや けん 管理者 兼	かん り せきにんしや サービス管理責任者	こいずみ ちひろ 小泉 千尋	いん 印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所			
	氏名	印		
代理人	住所			
	氏名	印		